**日本空手道順道会規約　(2022年2月改定)**

1. 名称・目的
2. 当会は日本空手道順道会(以下｢順道会｣という)と称する。
3. 順道会の目的は宮里派糸東流空手道を修行し、その伝統を継承し、礼儀を重んじ、勇気と忍耐力を養い、思いやりの精神を育むことであり、又精神修養や健康増進、護身等に役立てることである。
4. 組織

順道会は村上和己会長(以下「会長」という)を最高責任者並びに最高師範とし、会長の定めた師範、師範代、指導員により順道会の目的に沿った空手道を会員に対し指導する。

1. 入会

入会資格は小学校1年生以上の健康な男女であることとする。入会金2,000円、月会費は高校生以上4,000円、中学生まで3,000円とし、毎月指定日に郵便局に自動振込により支払うこととする。休会の場合、月会費は半額とする。休会中に連続して二か月間会費未納の場合、退会したものとみなし、稽古再開の際は改めて入会金を支払うこととする。

1. 退会

自発的に退会する場合は、順道会会長に対し、退会の旨書面で退会予定の一月前に通知のこと。順道会の名誉を著しく傷つける、稽古外で空手を乱用し、傷害事件を起こす、稽古中に指導者の指導を聞かない、許可無く空手道を教授する等、空手道の修行に相応しくないと認められた会員に対し、会長は除名又はその他の処分をすることができる。

1. 稽古

原則月、土の週二回、一回1時間半の稽古とする。杉並区の学校開放により、堀之内小学校と松ノ木小学校を利用するが、練習場の都合により変更がありうる。翌月の稽古予定は前月の25日前後に会員に連絡する。

1. 行事

会員は杉並区空手道連盟主催の公式試合(年2回開催)並びに友好団体(鈴木派糸東流正晃会)等の試合に参加できる。又、適宜合同稽古や合宿を行う。試合や合宿等別途費用が掛かる場合は、都度別途徴収する。

1. 総会

原則年に一回、順道会の総会を開き、一年の振り返り、注意事項、会員よりの提案等を議題とする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上